

第 7 号議案

愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成 22 年愛南町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 町長の附属機関の表愛南町地域審議会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

新町建設計画の計画期間が終了し、愛南町地域審議会の設置期間が令和 8 年 3 月 31 日で終了するため。

愛南町執行機関の附属機関設置条例 新旧対照表

現 行					改 正 案				
本則 略 別表(第2条―第4条関係) 1 町長の附属機関					本則 略 別表(第2条―第4条関係) 1 町長の附属機関				
名称	担 任 す る事務	委員の 構成	委 員 の 定 数	委 員 の 任 期	名称	担任す る事務	委員の 構成	委員の 定数	委員の 任期
(中略)					(中略)				
<u>愛南町 地域審 議会</u>	<u>1 新 町 建 設 計 画 の 変 更 に 関 する こと。</u> <u>2 新 町 建 設 計 画 の 執 行 状 況 に 関 する こと。</u> <u>3 地 域 振 興 の た め の 基 金 の 活 用 に 関 する こと。</u> <u>4 新 町 の</u>	<u>1 公 共 的 団 体 の 役 職 員</u> <u>2 学 識 経 験 を 有 す る 者</u>	<u>10 人 以内</u>	<u>2 年</u>	<u>(削除)</u>				

	<u>基 本</u> <u>構 想</u> <u>の 作</u> <u>成 及</u> <u>び 変</u> <u>更 に</u> <u>関 す</u> <u>る こ</u> <u>と。</u>								
(以下表略)					(以下表略)				
以下 略					以下 略				